

第 87 号議案

豊後大野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

豊後大野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 6 年 11 月 29 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）第 18 条の規定に基づき、豊後大野市災害弔慰金等支給審査委員会を設置したいので、この案を提出するものである。



豊後大野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

豊後大野市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 17 年豊後大野市条例第 129 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 5 章 補則（第 16 条）」を「
第 5 章 豊後大野市災害弔慰金等支給審査委員会（第 16 条）
第 6 章 補則（第 17 条）
」に改める。

第 16 条を第 17 条とする。

第 5 章を第 6 章とし、第 4 章の次に次の 1 章を加える。

第 5 章 豊後大野市災害弔慰金等支給審査委員会

第 16 条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、豊後大野市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員 5 人以内で組織する。
- 3 委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから必要の都度、市長が委嘱し、又は任命する。
- 4 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該委員の委嘱又は任命に係る当該災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項に関する調査審議が終了した日までとする。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 6 第 2 項から前項までに定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（豊後大野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 豊後大野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年豊後大野市条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

別表中「

民生委員推薦会委員	日額	4,600 円
民生委員推薦会委員	日額	4,600 円
災害弔慰金等支給審査委員会委員	特に専門知識を有する者	日額 15,000 円
	その他の者	日額 4,600 円

」に改める。

